

## ◎外国政府に対して有する米穀の売渡し

### しに係る債権の免除に関する特別措

#### 置法

(平成二五年五月一〇日法律第一四号)

#### 一、提案理由(平成二五年四月四日・衆議院農林水産委員)

○林務大臣 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国は、過去、外国政府に対して、政府所有米穀の売り渡しを行ってまいりました。この売り渡しを行った相手国のうち、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ及びタンザニアの五カ国については、重債務貧困国と認定されております。

重債務貧困国に対しては、国際的協調のもとで、対外債務の負担を軽減するための取り組みが進められており、平成十一年のケルン・サミットにおいて、主要先進国が重債務貧困国に対して有するODA債権を完全に免除することが首脳間で合意さ

れているところであります。

我が国といたしましては、これら五カ国の重債務貧困国に対して政府所有米穀を売り渡した債権について、ケルン・サミットにおける合意に基づき、免除を行う必要があることから、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、この法律案の趣旨についてであります。この法律は、重債務貧困国の対外債務の負担の軽減を図るため、これらの国に対して我が国が有する米穀の売り渡しに係る債権についての特別な措置を定めるものとしております。

第二に、債権免除措置についてであります。政府は、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネまたはタンザニアの政府からの要請があったときは、当該政府に対して有する米穀の売り渡しに係る債権の全部を免除することができることにしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(平成二五年四月一二日)

○森山裕君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際的協調のもとで対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売り渡しに係る債権であつて当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものについての特別の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月三日日本委員会に付託され、翌四日林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院農林水産委員長報告(平成二五年四月二六日)

○中谷智司君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法

本法律案は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権の全部を免除するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出に長期間要した理由、今後の食糧援助における米延べ払い法の位置付け、債権免除を農林水産省予算で経理する理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案とおりに可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。